

特定非営利活動法人 MOVE 令和 1 年度事業計画

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 MOVE は、地域の子どもと青年の自立と社会参画活動への支援、及び、子どもと青年が豊かに

育つ地域社会環境づくりを推進することにより、生涯学習まちづくりの発展に寄与することを目的とし、次の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第 5 条の事業として、子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関するイベントの企画開催事業、知識の普及啓発事業、団体活動等支援事業、指導者養成事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

① 子どもの健全育成、社会教育及び福祉に関するイベントの企画開催事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするためイベントの企画開催事業を他事業の運営状況によって計画していく。

(イ) 実施場所 未定

(ウ) 参加者 未定

② 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する知識の普及啓発事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することについて正会員及びその家族と一般市民を対象に有料で開催する知識の普及啓発事業として、6 月に就学説明会、10 月に就園に関する説明会を企画している。また家族支援の一環として有料でペアレント・トレーニングを全 8 回を想定し企画していく。ペアレント・トレーニングの対価のあり方については愛知県障害福祉課に問い合わせ中。

(イ) 実施場所 福森事業所 多目的室を予定している

③ 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する団体活動等支援事業

(ア) 事業内容

地域の親の会活動、障害福祉サービス事業所等の会議、集会などの依頼がある場合に会場を提供する方法について詳細な規定等を協議していく必要がある。

(イ) 実施日時 提供に際して対応する職員がいる日

(ウ) 実施場所 福森事業所 2階 多目的室

(エ) 受益対象者の範囲及び予定人員

福祉事業に関する企画支援などを行う団体 未定

福祉事業に関する企画支援などを行う個人 未定

(オ) 収益

未定

④ 子どもの健全育成、社会教育、及び福祉に関する指導者養成事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することについての知識を正会員及びその家族と一般市民を対象に開催する指導者の養成事業を実施する。

(イ) 実施日時 ①令和元年 6月17日(月)

②令和元年 9月30日(月)

(ウ) 実施場所 ①一宮市障害者基幹相談支援センター

市内放課後等デイサービス事業所児童発達支援管理責任者向け

②発達支援部 YY

いずみ学園保護者会向け

⑤-1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(I) 居宅介護支援事業、行動援護サービス並びに移動支援(地域生活支援事業)

「生活支援部 花音」

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや成人障害者の地域生活及び家族の生活を支え、必要とされる家事援助・身体介護を提供することにより、対象者が地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、障害者総合支援法に基づく居宅介護支援事業、行動援護サービス並びに移動支援(地域生活支援事業)をサービス支給決定者に対して提供する。

(イ) 実施日時

通年(毎週日曜、国民の休日と指定する休業日を除く7時~22時00分)

活動日数 285 日

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市大和町苧安賀）

一宮市内及びその周辺地の利用者の居宅及び外出先

(ア) 従事者の人数

管理者 1 名、サービス提供責任者（常勤専従 1 常勤兼務 1） 2 名、ヘルパー 2 級 5 名（常勤 1 非常勤 4）、介護福祉士 3 名（常勤 1、非常勤 2）、初任者研修修了者 6 名（常勤 6 名） 全員法人内他事業所兼務

(オ) 受益対象者の範囲及び人員

介護給付費支給決定者 居宅 25 名
行動援護 20 名
移動支援 52 名

(カ) 収益

居宅介護	950,000 円	行動援護	2,900,000 円
移動支援	5,000,000 円	スクールサポート事業	3,000 円

(II) 就労移行支援事業

「ジョブステーション」

(ア) 事業内容

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着（6 ヶ月）のための支援を行う。

今後において当事業所で定着支援事業の指定を受けていく方向性で事業運営と職員配置及び支援技量を図りつつ検討していく必要がある。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

活動日数 251 日

営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(ウ) 実施場所

当法人施設内（一宮市八幡）

(エ) 従事者の人数

管理者 1 名（兼務）、サービス管理責任者 1 名（専従）、職業指導員 4 名（常勤 1 非常勤 3）、生活支援員 4 名（常勤 2 非常勤 2）、就労支援員 2 名（常勤 2）

(オ) 受益対象者の範囲及び人数 定員 20 名 契約者数 18 名

(カ) 収益予想額

給付費

42,000,000 円

職業支援収入(企業より)

4,900,000 円(B型、生活介護分含む)

(Ⅲ) 多機能事業所「ステージ」(就労継続支援 B 型事業・生活介護事業)

(ア) 事業内容

(就労継続支援 B 型事業)

通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援を行う。

現状、一般就労を希望している利用者はいない。就労できる可能性のある利用者から家族との話し合いを進めていく必要がある

(生活介護事業)

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、清潔保持・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

大和町福森に移転して定員を増員する予定でいるところ。現在、特別支援学校高等部 1～2 年の児童の保護者からステージの見学を希望される声が増えてきている。順次対応している。

手厚い職員配置にて今年度より重度障害者支援加算の請求ができることで増収が見込まれる。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振り替え営業をする。

活動日数 251 日

営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(ウ) 実施場所

当法人施設内(一宮市大和町福森)

(エ) 従事者の人数

管理者 1 名(兼務)、サービス管理責任者 1 名、生活支援員 8 名(B 型 1 名・生活介護 5 名)、職業指導員 1 名(B 型常勤)、看護師 1 名(非常勤専従)

常勤数 5 名 非常勤数 5 名

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

訓練等給付費支給決定者 定員 20 名 契約者 B 型 10 名・生活介護 5 名

(カ) 収益予想額

就労継続B型	12,900,000円
生活介護	18,120,000円

⑤-2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

(I) 特定相談支援事業

「ピース」

「こどもセンター ひかりの子」 実質休止

(ア) 事業内容

障害福祉サービス等を申請した障害児・者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

ピースは相談支援専門員の募集に応募がなく現状維持。

(イ) 実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 251日

営業時間：午前9時から午後6時

(ウ) 実施場所

当法人施設内「ピース」（一宮市福森）

(エ) 従事者の予定人数

管理者 1名（兼務）、相談支援専門員 1名（常勤兼務）

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者

H31年4月1日 109名

(カ) 収益予想額

5,100,000円

⑤-3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

一宮市委託事業 「一宮市障害者相談支援センター ピース」

(ア) 事業内容

障害者、障害児またはその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する事業または権利擁護のために必要な援助を行う。

基幹相談支援センターに配属する相談員を募集し、実質の相談支援センター

の相談員数を1名増員したいところ。徐々に各事業所の管理者レベルの人材を相談支援より育成していきたい。

(イ) 実施日時

通年(毎週土、日、国民の休日と指定する休業日を除く9時～17時00分)

営業日数 241日

(ウ) 実施場所

当法人施設内(一宮市大和町福森)

一宮市基幹相談支援センター(一宮市桜・思いやり会館)

(エ) 従事者の人数

管理者 1名(兼務) 相談支援専門員 4名 常勤2名 非常勤2名

(オ) 受益予定額

17,500,000円(委託料)

⑥-1 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(I) 児童発達支援事業

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な療育、訓練を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施する。

新入職員が入り職員配置は充実している。傍らで利用児の園での生活が気になることが多く、改善する方向での協働が必要と感じることも少なくない。この点を保育所等訪問支援事業で実施することができないかを今年度内に検討していきたい。

(イ) 実施日時

通年(土曜、日曜、国民の休日と指定する休業日を除く平日9時30～13時30分)

活動日数 237日

(ウ) 実施予定場所

児童発達支援 こどもセンターひかりの子(一宮市大和町苅安賀)

(エ) 従事者の人数

管理者 1名(兼務) 児童発達支援管理責任者1名、児童指導員(常勤2名、非常勤2名)、保育士6名、(常勤1名 非常勤5名)4名、言語聴覚士0名

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

介護給付費支給決定者 幼児(未就学児) 定員 10名 60名

(カ) 収益予想額

給付金

38,000,000 円

(Ⅱ) 放課後等デイサービス

(ア) 事業内容

地域における障害のある子どもや家族の生活を支え、必要な発達支援を実施することで、子どもたちが地域や日常場面での主体的な活動や、参加を可能とするため、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを実施する。

新人職員が入ったことにより、職員配置とともに配置加算が請求できることにもなり若干の増収の見込み。若い女性職員を配置していることにより生活面の変化が生じると運営の方向性が大きく変化する可能性がある。その点から利用児の大幅な増員は危惧しているところ。

(イ) 実施日時

日曜、国民の休日と指定する休業日を除く平日 13 時 30 分～17 時 30 分、土曜日 10 時～14 時)

活動日数 260 日

(ウ) 実施場所

- A. こどもセンターひかりの子
- B. 発達支援部 YY

(エ) 従事者の人数

A. こどもセンターひかりの子
管理者 1 名、児童発達支援管理責任者 1 名、児童指導員 5 名(常勤 2 名 非常勤 3 名)、保育士 1 名(常勤) 指導員 2 名(非常勤)

B. 発達支援部 YY
管理者兼児童発達支援管理責任者 1 名、児童指導員 6 名(常勤 5 名 非常勤 1 名)

(オ) 受益対象者の範囲及び人数

A. こどもセンターひかりの子 通所給付費支給決定者 定員 10 名
契約者数 61 名

B. 発達支援部 YY 通所給付費支給決定者 定員 10 名 契約者数 37 名

(カ) 収益予想額

A. こどもセンターひかりの子 18,000,000 円

B. 発達支援部 YY 15,000,000 円

⑥-2 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

A. 「ピース」

(ア) 事業内容

通所サービス等を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

（イ）実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 251 日

営業時間：午前 9 時から午後 6 時

（ウ）実施場所

当法人施設内（一宮市大和町福森）

（エ）従事者の人員

管理者 兼 相談支援専門員 1 名、

（オ）受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者 44 名

（カ）収益予想額

1, 600, 000 円

B. 「こどもセンター ひかりの子」

（ア）事業内容

通所サービス等を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

児童発達支援事業の非常勤保育士が相談支援従事者研修を修了。1 名増員で利用を 10～20 名は受け入れが可能となる

（イ）実施日時

月曜日から金曜日まで。国民の祝日がある週についてはその週の土曜日に振替営業をする。

営業日数 251 日

営業時間：午前 9 時から午後 6 時

（ウ）実施予定場所

当法人施設内（一宮市大和町荊安賀）

（エ）従事者の人数

従事者の人員

管理者 兼、相談支援専門員 1 名、相談支援専門員 2 名（非常勤）

（オ）受益対象者の範囲及び予定人員

サービス利用計画作成費支給決定者 113 名

（カ）収益予想額

4, 100, 000 円